

# 超臨場感コミュニケーション産学官フォーラム 技術開発部会設置要綱

## (設置)

第1条 超臨場感コミュニケーションを実現するため、超臨場感コミュニケーション産学官フォーラム(以下「本会」という。)規約第17条に基づき、技術開発部会(以下「本部会」という。)を設置する。

## (活動)

第2条 本部会は、超臨場感コミュニケーションに関する以下の研究開発を促進するための活動を行う。

(1) 超高精細・立体映像

(2) 高臨場感音場再生

(3) 触覚・嗅覚を含めた五感通信

(4) 超臨場感コミュニケーションの心理的・生理的効果

2 前各号に掲げるもののほか、第1条の趣旨に沿った活動

## (構成)

第3条 本部会は、参加を希望する本会の会員により構成される。

## (部会長)

第4条 本会の幹事会の議決により部会長を選任する。

## (副部会長)

第5条 部会長は、必要により、副部会長を若干名選任することができる。

## (分科会)

第6条 部会長は、本部会に分科会を置くことができる。

## (庶務)

第7条 本部会の庶務は、本会の事務局が行う。